

松愛会ハムクラブ局運用規則補則

本補則は『松愛会ハムクラブ局運用規則』を補則するものである。

第一項；無線室使用の申込み、および使用許可について

当分の間、SARC 役員全員に一括メールで使用予定日時を連絡すること。

使用申込みは運用日の二週間前までに行うものとする。

役員各位から異論がなければ使用を許可とする。

予定がダブった場合は、該当者相互で調整すること。

その場合、SARC 会員が優先的に使用できる事を原則とする。

第二項；1.9MHz および 3.5MHz の運用について

現在、1.9MHz および 3.5MHz のアンテナが設置されていませんので、この周波数で QRV を希望する場合は、仮設アンテナを設置することを認めます。

但し、当日の運用が終了次第、直ちにその都度、責任を持って撤去すること。

この仮設アンテナの部材は各自が持参し、無線室内の環境に支障を来たさないこと。

第三項；無線室内のリグのレイアウト図、結線図等、QRV に必要な書類を作成し、室内に設置します。

第四項；チェックリストの記帳；

チェックリストを設置しますので、入室者、使用者は必ず記帳すること。

チェックリストの内容は、

- ・ 使用者氏名、
- ・ 入室日時、
- ・ 退出日時、
- ・ 使用リグ、
- ・ 運用周波数、

第五項；気づいた事項の記入ノート

- ・ リグ等の故障、運用上の不都合な点、改善点など気づいたことを記入するノートを設置します。

- ・ 一層の環境整備、改善のためにご意見を頂きます。

第六項；制定日 2007 年 11 月 30 日

第七項；改定 改定は松愛会ハムクラブ役員の審議により行います。

第八項；改定記録；都度記録する。